

河川区域一時使用のご案内

1 河川区域一時使用について

河川沿いの通路（河川管理通路）での撮影やウォーキングイベントなどでお使いになる場合、川の生き物調査や学習などを行う場合に、十分な安全管理を行った上でご使用いただくことができます。

2 申請方法

電話で予約状況を確認し仮予約してください。

その際、使用する場所がわかるよう、住所（町名、丁目）、橋の名称などをお伝えください。



「河川区域一時使用届」に記入し、添付書類も含めて3部ご用意ください。使用届の裏面も印刷してください。

予備日がある場合はその日程も記入してください。

杉並区役所西棟4階の土木管理課占用係に提出してください。



受付印を押した使用届をお渡しします。

※使用内容によっては確認に日数を要することがあります。

3 問い合わせ先

杉並区役所都市整備部土木管理課占用係

03-3312-2111

◇使用届の提出は、使用日から遡って3開庁日（土日祝日を除く。）前までにお願
いします。